

各 位

日頃より、労働安全衛生に係る対策の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「挟まれ・巻き込まれ」災害は重篤度が高く、今年（平成 29 年 11 月 7 日現在）の死亡災害発生状況（全国値）をみても「墜落・転落」198 人、「交通事故」138 人に次いで 114 人（前年に比べ 2 割以上の増加）と多くの方が被災（死亡）されており、徳山労働基準監督署管内においても、休業 4 日以上 の災害が多数発生しているところです。

こうしたことから、9 月・10 月に、動力機械を用いた作業のほかクレーン等荷役作業中における「挟まれ・巻き込まれ」災害の防止に向けた危険箇所の一斉点検を別紙のとおりお願いしましたところ、多くの事業場で実施していただきました。

その結果を下記のとおり取りまとめましたので参考にさせていただくとともに、引き続き、必要な措置を継続していただき、同種災害の発生防止に繋げていただくようお願いいたします。

平成 29 年 12 月

徳山労働基準監督署

## 挟まれ・巻き込まれ災害防止に係る自主点検の集計結果

製造業、建設業、運送業等 200 社以上に点検の取組を呼びかけたところ、136 社から 240 枚の点検結果が寄せられました。日頃から「挟まれ・巻き込まれ」防止を主眼とした「洗い出し 対策」を繰り返し取り組む事業場ではその状況を報告していただいているものもありますが、うち 112 枚（58 社）の点検票において「対策が必要な箇所があった」との結果でした。

この 112 枚の内訳を整理してみますと、危険箇所があったとされる箇所（作業）は、

- ・機械のローラーやベルト部分、ストローク端などの箇所 …… 87 枚（49 社）
- ・機械や加工物等の異常発生時の対処や、危険箇所に係る清掃、給油、点検等の際に、危険を停止せずに行っている作業 …… 33 枚（14 社）
- ・不安定なもの（クレーンのつり荷等）を取り扱うなどの際 …… 50 枚（32 社）

で、計上していただいた「何らかの対策が必要な箇所（作業）」は合計 3,350 箇所になります。

これらの箇所（作業）に対する措置状況をみますと、

- ① 覆い、囲いなどの防護措置を要す箇所 3,064 箇所に対して、措置済み 1,905 箇所
- ② 注意表示の掲示を要す箇所 2,401 箇所に対して、措置済み 1,921 箇所
- ③ 作業従事者への直接の注意指示を要す箇所 1,719 箇所に対して、措置済み 1,718 箇所

ですが、「カバーを 11 月末までに修理する」と記載していただいた点検票のように、当面の③や②の措置に続いて①の措置を進めていくなど、把握した危険箇所（作業）には今後も対策の継続が期待されます。

また、①から③以外の対策としては、

- ・つり荷と周囲の距離を確保するようホイストの設置位置を変更
- ・回転体に触れないよう専用治具の製作・使用
- ・起動装置（スイッチ）へのカバーの取付け
- ・異常時に作動する安全装置の動作確認の実施
- ・作業指示（依頼）書への対策の記載
- ・挟まれないことをテスト確認
- ・作業マニュアル（作業時の機器の停止等）の改訂
- ・非常停止スイッチの設置
- ・社内会議における本点検実施の趣旨と自主点検結果の説明
- ・不備が認められた機械の使用禁止の措置
- ・光線式センサー等安全装置の取付け

なども行われていました。

なお、今回、注意表示ステッカー用にオリジナルイラストを紹介させていただきましたが、市販のシールを購入したとある一方、「既に貼ってあるシールが見にくくなっていたためこのイラストで貼り直した」、「イラストを加工して貼り付けた」、「活用したく、現在手配中」など、今回の独自イラストも活用していただいているようです。



オリジナルイラスト

## 挟まれ・巻き込まれ災害防止に係る自主点検に係る集計結果

報告をいただいた 136 社（点検票 240 枚）を集計

### 1 危険箇所の洗い出し

	あった	なかった
機械のローラーやベルト部分、ストローク端などによる「挟まれ・巻き込まれ」災害のおそれのある箇所はありましたか。	87 枚（49 社）	153 枚
機械や加工物等の異常発生時の対処や、危険箇所に係る清掃、給油、点検等の際に、機械を停止せずに行っている作業はありましたか。	33 枚（14 社）	207 枚
不安定な物（クレーンのつり荷等）を取扱うなどのため、身体を挟まれるおそれのある箇所はありましたか。	50 枚（32 社）	190 枚
上記 から により、何らかの対策が必要な箇所（作業）は、何箇所でしたか。	3,350 箇所	

### 2 対策が必要な箇所（作業）に係る措置について

必要な措置	措置を要す箇所
① 覆い、囲い等の防護措置	3,064 箇所（うち措置済 1,905 箇所）
② 注意表示の掲示	2,401 箇所（うち措置済 1,921 箇所）
③ 作業従事者への直接の注意指示	1,719 箇所（うち措置済 1,718 箇所）
その他の対策	136 箇所（うち措置済 76 箇所） 対策の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ つり荷と周囲の距離を確保するようホイストの設置位置を変更</li> <li>・ 回転体に触れないよう専用治具の製作・使用</li> <li>・ 起動装置（スイッチ）へのカバーの取付け</li> <li>・ 異常時に作動する安全装置の動作確認の実施</li> <li>・ 作業指示（依頼）書への対策の記載</li> <li>・ 挟まれないことをテスト確認</li> <li>・ 作業マニュアル（作業時の機器の停止等）の改訂</li> <li>・ 非常停止スイッチの設置</li> <li>・ 社内会議における本点検実施の趣旨と自主点検結果の説明</li> <li>・ 不備が認められた機械の使用禁止の措置</li> <li>・ 光線式センサー等安全装置の取付け</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか</p>

### 3 労働安全衛生活動に係る独自の取組

（取組事例として紹介できるよう、取りまとめ中。）

別 添

徳山基署発 0907 第 1 号  
平成 29 年 9 月 7 日

事業主各位

徳山労働基準監督署長

「挟まれ・巻き込まれ」災害の防止を目指した取組について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より当署の行政運営にあたり格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、徳山労働基準監督署管内の休業 4 日以上「挟まれ・巻き込まれ」による労働災害は、平成 27 年は 1 件でしたが、平成 28 年は 16 件と大幅に増えました。その発生状況を見ると、機械の異常発生時に機械の運転を停止せずに調整を行ったり、不安定なクレーンのつり荷に直接手で触れる等の不安全行動によるものが散見され、作業をする方の安全意識を高めて頂くことが必要であると思われるところです。

こうしたことから、製造や運搬業務等に携わる管内事業場において、「挟まれ・巻き込まれ」災害の防止に係る安全点検の取組を一斉に行って頂き、同種災害の防止に繋げる取組を行うこととしました。

お忙しい時期とは存じますが、同封の「自主点検要領」を参考に、貴事業場の作業員の方が危険な状況下で作業されていないか、今一度洗い出しを行い、必要な対策に係る検討や措置について、9 月・10 月に実施して頂きますようお願い申し上げます。

なお、実施結果について別添の「挟まれ・巻き込まれ災害防止に係る自主点検結果票」にご記入頂き、平成 29 年 10 月 31 日（火）を目途に徳山労働基準監督署あて F A X（番号 0834 - 21 - 1690）でご報告頂きたく重ねてお願い申し上げます。

さらに、自主点検結果票の後段には「3 労働安全衛生活動に係る独自の取組」欄を設けています。それぞれの事業場で工夫された労働安全衛生に係る取組事例をお聞かせ頂き、取組事例集のような形で他社へもご紹介する等、管内の活動の活性化の一助になればと考えておりますので、これにつきましてもご協力方よろしくお願いいたします。

以上について、ご不明な点等がございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

担当 徳山労働基準監督署  
安全衛生課 桑原・光永  
〒745-0844  
周南市速玉町 3 - 4 1  
TEL 0834-21-1788  
FAX 0834-21-1690

別 添

徳山労働基準監督署 安全衛生課 (FAX 0834-21-1690) あて

挟まれ・巻き込まれ災害防止に係る自主点検結果票

(この用紙を平成29年10月31日(火)までにFAX送信してください。)

事業場名	( 部署・工場名 )		
担当者職氏名		電話番号	

下記の回答欄(青枠内)について、 印、又は記載をお願いします。

1 危険箇所の洗い出し

機械のローラーやベルト部分、ストローク端などによる「挟まれ・巻き込まれ」災害のおそれのある箇所はありましたか。	有	無
機械や加工物等の異常発生時の対処や、危険箇所に係る清掃、給油、点検等の際に、機械を停止せずに行っている作業はありましたか。	有	無
不安定な物(クレーンのつり荷等)を取扱うなどのため、身体を挟まれるおそれのある箇所はありましたか。	有	無
上記 から により、何らかの対策が必要な箇所(作業)は、何箇所でしたか。	_____箇所	

から がいずれも「無」の場合は、下記2は記入不要です。

2 対策が必要な箇所(作業)に係る措置について

覆い、囲い等の防護措置	_____箇所 (うち措置済 _____箇所)
注意表示の掲示 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">山口県労働基準協会徳山支部のホームページに、注意表示用のイラスト(裏面)がありますので、ご活用ください。</div>	_____箇所 (うち措置済 _____箇所)
作業従事者への直接の注意指示	_____箇所 (うち措置済 _____箇所)
その他の対策	_____箇所 (うち措置済 _____箇所) 〔 対策の内容 〕

3 労働安全衛生活動に係る独自の取組

貴事業場で行われている特徴的な取組(「挟まれ・巻き込まれ」対策に限らない)をお聞かせください。

ご協力、誠にありがとうございました。

なお、本自主点検結果を行政目的以外に使用することはありません。

また、上記3の事例を他社に紹介する場合は、改めて貴事業場にご了解をいただくこととしています。

## 自主点検要領

### 点検（点検票の記載）方法

定期的な作業場内巡視の機会を利用して、または各部署の職長等が確認するなどにより、「挟まれ・巻き込まれ」のおそれのある箇所はないか、また、おそれが生じる作業方法となっていないかを点検してください。

工作機械のみならず、クレーン等荷役作業中における「挟まれ・巻き込まれ」のおそれも点検してください。

点検時期は取組期間中（9月～10月）であればいつでもかまいませんし、最近、同種の取組を実施されているならば、その結果から点検結果票を作成していただいてもかまいません。

工場や部署毎に安全管理が行われている場合等は、これを1枚に集計していただかなくても、それぞれで点検票を記載していただいてもかまいません。

### 点検時の留意点（危険箇所や危険作業の把握について）

動力機械等を用いた作業では、機械が順調に稼働している時より、運転前後の準備（点検、そうじ、試運転や片付けなど）さらに異常発生時の原因の確認や対処（加工物の補正、給油や修理など）の作業において、機械の運転を停止しないまま、危険箇所に近づくケースが多く見られます。

こうした危険箇所（作業）は巡視等だけでは把握が難しく、作業員の方からのヒアリングも必要となります。

### 自主点検の着眼点

作業員の通行や作業行動により、身体の一部が機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト、チェーンなど危険箇所に近づくことはないか（危険箇所には覆いなどが設けてあるか）

設けた覆い等を取り外して、作業を行っていないか。または取り外したままになっていないか。

機械を停止して行うと定めた手順が守られているか（守られていない場合、理由は何か）

機械の運転を停止する場合に、従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための起動装置の錠、表示板などは備えているか。

機械の運転中に行わなければならないとしている作業（点検、清掃等）は、本当に機械の停止ができない作業か。

機械の運転中に被災しないよう、危険な箇所に覆いを設け、また十分な長さの用具を使用するなどしているか。

運転中の機械の刃部において切粉払いをし、又は切削剤を使用するときは、ブラシその他の適当な用具を使用しているか。

ストローク端には、覆い、囲い又は柵を設け、ストロークする箇所であることの注意表示はあるか。

巻取りロール、コイル巻、伸線機の引出しドラム、製紙用ワインダの押えロール等には覆い、囲い等を設けているか。

クレーンのつり荷等の取扱いで、身体を挟まれるおそれのある作業はないか。

### 注意表示の掲示

今回の一斉点検の取組にあたり、点検後も作業従事者の方に「挟まれ・巻き込まれ」ないように注意していただくための表示用のイラストを作成しました。

この注意表示用のイラストは山口県労働基準協会徳山支部のホームページに掲載してありますので、ステッカーや掲示物に加工するなどしてご活用ください。

